



G

理 念

[Philosophy]



当事務所は、企業、経営者の皆様が本来のビジネスに集中できる環境を構築することを最優先に考えています。

また、法律事務所とは、法律事務を提供するサービス業であるということを所員全員で共有しています。

サービス業であるからこそ、正確、且つ、迅速なサービスのご提供が不可欠であるため、顧問先企業様の増加に伴い、優秀な弁護士を随時増員しています。

また、当事務所は、法律事務の提供にとどまらず、企業のビジネスマッチング、新規事業のご提案、M&Aのご提案などの、コンサルティングサービスのご提供も行っています。

当事務所は、顧問先企業様の発展を願い、法律事務にとどまらず、様々なサポートをさせていただくことにより、貴社の発展に尽力させていただきます。

沿 革

[History]

2009	●	2月	古手川総合法律事務所 開設
2010	●	12月	事務所拡大の為アルポーレ鹿児島6階へ移転
2012	●	1月	顧問先様数／60社
2013	●	2月	法人化 弁護士法人グレイス 設立 チーム制導入 顧問先様数／110社 《船井総研経営研究会 企業法務部門受賞》
2014	●	5月	株式会社リバーサイド・パートナーズ様とM&A戦略事業の連携 キャストグループ様と中国・アジア業務に関する連携
		11月	東京事務所開設 鹿児島事務所増床 顧問先様数／140社 《船井総研経営研究会 企業法務部門受賞》
2015	●	1月	顧問先様数／180社
		11月	顧問先様数／200社
2016	●	1月	事業部制導入
		12月	《船井総研経営研究会 MVP受賞》
2017	●	12月	顧問先様数／300社 《船井総研経営研究会 MVP受賞》
2018	●	11月	福岡事務所開設
		12月	《船井総研経営研究会 4部門受賞》

Q. 顧問弁護士の在るべき姿とは何か？

A. 単なる法の専門家ではなく、
企業の永続的な発展のために常に寄り添う
パートナーであること

顧問サービスの特徴

1. ご相談内容の分野、及び地域を問わない

当事務所は、取扱分野の範囲を問わず、原則としてどのような業種の企業様や個人事業主様であっても、顧問契約のご依頼があった場合には、お引き受けさせていただいております。

また、当事務所が顧問契約を締結している企業様は、鹿児島から北海道まで、日本全国に及んでおります。

2. 顧問サービスの内容が多彩

顧問契約をご締結いただいた場合、顧問契約で定めた業務遂行時間を目安として、①各種法律相談、②契約書等の書面確認、③簡易な内容の書面作成の各サービスをご提供いたします。

また、当事務所が主催する各種セミナーや研修会等も無償にてご提供いたします。

さらに、顧問契約で定めた基本業務以外（例えば、訴訟活動等）の弁護士費用につきましても大幅に減額させていただきます。

3. 会社の従業員様や そのご家族様についてのご相談も可能

顧問契約をご締結いただいた場合、顧問契約に定める基本業務の範囲内であれば、契約企業様だけでなく、その役員・従業員様やそのご家族の方の法律相談につきましても、初回相談は無料とさせていただきます。

4. 他の専門家との連携が可能

企業で起こる諸問題は、一般的な法律問題だけでなく、税務・会計・登記・知的財産権等、様々な問題が深く交錯していることが多いものです。当事務所は、司法書士・税理士・弁理士など、それぞれの分野に精通する他資格の専門家と深く交流があり、日頃より連携して多くの業務を行っております。したがって、事案に応じて、それぞれの分野の専門家と連携して迅速かつ適切な処理を行うことが可能です。

5. チャット法律相談のご提供

顧問契約をご締結いただいた場合、チャットワークを利用した法律相談サービスをご利用することができます。このサービスは、貴社と弊所のコミュニケーションをより円滑にし、あたかも貴社に法務部が存在しているかのような感覚で、気軽に、そしてタイムリーに法律問題のご相談をいただくことを可能にするものです。チャットワークはネット環境さえあれば、いつでも、どこでもやり取り可能なツールです。チャットワークの活用により、顧問弁護士をより身近に感じていただき、弊所のサービスが皆様のビジネスの加速に貢献できたら幸いです。

Q. 弁護士が叶える幸せのカタチとは何か？

A. 「ココロ」の再生

離婚、不倫、遺産相続、後見など、家事問題は皆様のご家族に関する大切な問題ばかりです。法人関係の問題とは異なり、「ココロ」を持った個人の皆様が紛争の主役になってしまいます。当然、お金の問題だけでなく、感情と感情が真正面からぶつかり合うことになります。時に修復し難い程に「ココロ」が傷ついてしまうこともあるでしょう。そんな時、皆様が欲しいのは法律や判例の「知識」ではなく、寄り添い、気持ちを理解してくれる絶対的な味方ではないでしょうか。グレイスの弁護士は、単なる法的問題の解決のみならず、皆様の「ココロ」の再生に尽力することで、幸せをカタチにさせていただきます。

[Family Conciliation Specialized Department]

処理方針

離婚や遺産相続など、家事問題では、皆様のお気持ちに強い負担が掛かるケースが殆どです。一般的に家事問題を解決する手段として、調停や訴訟などの裁判所を利用した手段がありますが、これらの手段はいずれも長期化する傾向にあり、我々が理想とする「ココロ」の再生とは程遠いものになってしまいます。そこで、当事務所は、いたずらに裁判所を利用することなく、協議・交渉によって皆様の問題を迅速に解決いたします。

1. 離婚や相続に注力する弁護士による対応

当事務所は、専門の弁護士が年間250件以上の離婚等の男女関係に関する相談に対応し、知識と経験を蓄えております。また、心理学を学んだ専属スタッフと連携することにより、お客様のお気持ちに寄り添った解決を目指します。

2. 圧倒的なスピード解決

当事務所は、長期化傾向にある裁判ではなく、交渉・協議で迅速に問題を解決します。離婚や相続に注力する弁護士が、圧倒的な交渉力によって事件に取り組む為、70%以上の事件は調停や裁判になる前に交渉で解決します(早いケースでは一週間以内に解決するケースもございます。)

3. 強力なネットワーク

「離婚の財産分与で自宅の登記名義を変更したい」、「不倫の証拠を押さえたい」、「遺産分割の際の相続税についても知りたい」場合など、その都度、新たな専門家を探すのは一苦勞です。当事務所は、司法書士、税理士、探偵(興信所)などの各専門家とも強いネットワークを築いており、皆様のご要望に合わせて最適な方をご紹介します。

4. 財産の確実な保護

養育費、財産分与、慰謝料、後見、遺産相続など、いずれも皆様の大切な財産をどのように処分するかという問題です。個人同士のお話し合いだと、どうしても感情に左右されてしまい、時に非常に不利な内容で合意をしてしまう場合があります。当事務所の弁護士は、専門的な知識と経験、そして圧倒的な交渉力を武器に不当な主張を排斥し、財産を確実に護らせていただきます。

5. お客様の高い満足度

当事務所が独自に実施させていただいているアンケートによれば、殆どの皆様が当事務所のサービスに「大変満足している」と回答されています。また、年々、過去のお客様からの「ご紹介」というお客様が増えております。当事務所は、皆様のお気持ちに寄り添った事件の根本的解決を目指すことで、お客様の高いご満足をいただいております。

処理方針

交通事故は突然降りかかってきます。そのため、被害者の方は、怪我は本当に良くなるのだろうか、仕事を休まなくてはならないが生活費はどうしたらいいのだろうか、後遺障害が残ってしまったがこの先どのように生活していけばいいのだろうか等、大変な不安を抱えていらっしゃると思います。私たちは、まず被害者の方のお話にじっくりと耳を傾け、そのうえで不安に思われている点についてベストの回答をいたします。

また、被害者の方がお怪我や後遺障害に見合った適正な賠償を受けられるように、法的知識、医学的知識を駆使して、容易に妥協しない強い姿勢で、加害者や保険会社と闘っています。

1. 交通事故を弁護士に相談するメリットとは

保険会社に任せていても交通事故は解決します。しかし、保険会社が提示する賠償金が常に適正なものであるとは言い切れません。裁判になった場合に認定されるであろう賠償金と、保険会社が提示した賠償金が、大きくかけ離れているケースは多くあります。

当事務所の弁護士が交渉を行うことにより、ほとんどのケースで、被害者が獲得する賠償金が裁判になった場合と変わらない金額まで上昇しています。その差は、2倍、3倍になるケースも少なくありません。

また、治療を続けたにもかかわらず、後遺障害が残存してしまう被害者も多くいらっしゃいます。後遺障害の立証については原則として被害者が行わなくてはなりません。後遺障害の立証に関しても、医学知識に精通した当事務所の弁護士が介入した方が、被害者の残存症状に見合った適正な後遺障害等級を獲得できる確率は大きく高まります。

2. 当事務所の特徴

当事務所では、交通事故事件に精通した弁護士が、交通事故を担当いたしますので、交通事故事件に関するノウハウは圧倒的に豊富といえます。実際に昨年は、事故専門部で100件以上の交通事故事件を解決しています。

また、治療を続けたにもかかわらず、後遺障害が残存してしまう被害者の方も多くいらっしゃいます。当事務所では、被害者の方に適正な後遺障害等級を獲得していただくために、治療中から、医学的知識の豊富な弁護士やスタッフが被害者の方をサポートしております。後遺障害の中でも、高次脳機能障害等の重い障害の医学的立証、サポートを得意としています。

3. 選ばれる理由

弁護士、スタッフ共に日頃から法律だけでなく医学的知識についても研鑽を積んでおり、交通事故に関する知識が豊富です。また、毎年100件以上の交通事故事件を解決しており、多くのお客様からご支持をいただいております。後遺障害の立証については、医療機関と連携する必要があります。当事務所では積極的に医師や病院職員と面談や打ち合わせを行うことにより、強い信頼関係を築いています。このようなネットワークも当事務所が選ばれる理由となっています。

交通事故の被害に遭い、お困りの方はぜひ一度当事務所にご相談ください。

Q. 交通事故の被害に遭った場合、
いつ、誰に相談すればいいのでしょうか？

A. 事故直後、あるいは事故から時間が経たないうちに、
弁護士に相談してください。

交通事故の被害者が、加害者側の保険会社から、お怪我や後遺障害に見合った適正な賠償を受けるには、法律の知識、医学の知識が必須となります。これらの知識に精通した弁護士に早めに相談するのがベストです。

事務所概要

[Office Profile]

事務所名	弁護士法人グレイス
所在地	(東京事務所) 〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布3243 3階 (福岡事務所) 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目12番15号 BMBインターシティ4階 (鹿児島事務所) 〒 890-0046 鹿児島県鹿児島市西田 2-27-32 TYビル4-7F
連絡先	(東京事務所) TEL.03-6432-9783 FAX.03-6432-9784 (福岡事務所) TEL.092-409-8603 FAX.092-409-8604 (鹿児島事務所) TEL.099-822-0764 FAX.099-822-0765
営業時間	9:00～18:30
設立	2009年 2月
代表弁護士	古手川 隆訓
取り扱い分野	●法人のお客様向け 顧問弁護士、労働問題、債権回収、各種契約案件、M&A、事業承継、訴訟案件、紛争案件、知的財産 他 ●個人のお客様向け 交通事故、離婚問題、遺産相続、刑事弁護、債務整理・破産、労働問題 他
関連会社	株式会社 グレイス・ハート 株式会社 TYK 株式会社 アールアイエヌ 株式会社 Belldan 株式会社 ブライト 株式会社 スパーク九州